

国土交通大臣免許の宅地建物取引業者の皆さまへ

令和6年5月25日より

宅地建物取引業（大臣免許）の申請書類等※1の 提出先が変更になります

※1 免許申請書（新規・免許換え・更新）、名簿記載事項変更届書、廃業等届出書、法第50条第2項の届出

これまで（令和6年5月24日まで）関東地方整備局管内※2に主たる事務所がある場合は、

※2 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野

主たる事務所の所在する都県に提出 例) 東京都内に主たる事務所がある場合は東京都に提出

令和6年5月25日から

関東地方整備局 あて **「郵送」** にて提出

法50条第2項の届出書は、免許権者に加え、所在地を管轄する都道府県宛にも別途提出が必要です。

○問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 宅地建物取引業 担当係
048-601-3151（代表）

○必要部数 正本1部、副本1部（法50条第2項の届出書は正本1部）

（受付印を希望の場合、申請書類等の鏡写1枚と、返送先記載の切手付封筒を同封ください。）

宛先ラベルとして使用ください。

該当する申請／届出書に

○をつけて下さい。→

〒330-9724
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

関東地方整備局建政部
建設産業第二課 宅建業担当係 あて

（新規申請・免許換申請・更新申請・変更届出
50条2項届出・廃業届出・書替申請・その他）在中

TEL 048-601-3151